

議案第 30 号

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年山陽小野田市条例第
169 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれ
か」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に、「267 円（非
常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人につい
ては 333 円）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族につい
ては 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号
に該当する扶養親族がいない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」
を「333 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条
第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた山陽小
野田市消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下
「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期
間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定

する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がいなかった場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>